

## 浜松市農業次世代人材投資資金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営3543号農林水産事務次官依命通知。以下「国の実施要綱」という。）に基づき、市内で就農した経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付するため、国の実施要綱別記1に掲げる農業次世代人材投資事業、静岡県の手育成総合対策事業費補助金交付要綱（平成24年6月4日付け農振第297号）及びこの要綱により資金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 自立・自営就農...この要綱において「自立・自営就農」とは、第3条第1項第2号のア～オの要件を全て満たすことをいう。ただし、農業経営開始はア～オのいずれかにより、実態として判断する。
- (2) 親族...この要綱において「親族」とは、三親等以内の血族又は姻族（曾祖父母、祖父母、伯叔父母、父母、配偶者、兄弟、甥姪、子、孫、曾孫）をいう。
- (3) 認定新規就農者...この要綱において「認定新規就農者」とは、農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に基づき青年等就農計画の認定を受けた者をいう。  
ただし、交付期間中に、同法第14条の5第2項に規定する認定の取り消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。
- (4) 青年等就農計画...この要綱において「青年等就農計画」とは、農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に基づき作成された計画をいう。
- (5) 人・農地プラン...この要綱において「人・農地プラン」とは、人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱に定める「実質化された人・農地プラン」等をいう。
- (6) 農地中間管理機構...この要綱において「農地中間管理機構」とは、農地中間管理事業の推進に関する法律第4条に基づき指定された団体をいう。
- (7) 家族経営協定...この要綱において「家族経営協定」とは、夫婦間で、次の三点が規定された家族経営協定であることをいう。
  - ア 夫婦が共同で経営計画、役割分担を決めていること。
  - イ 夫婦が相互に責任ある経営を共同で行っていること。

ウ 当該農業経営から生じる損益が夫婦各々に帰属すること。

- (8) 交付期間...この要綱において「交付期間」とは、交付を開始する日から交付期間満了日（経営開始後5年度目分）までをいう。
- (9) 交付対象者...この要綱において「交付対象者」とは、第7条第1項の決定により資金を受け取る者又は受け取った者をいう。
- (10) 中止...この要綱において「中止」とは、交付期間中に農業経営を再開する見込みのないものをいう。
- (11) 休止...この要綱において「休止」とは、交付期間中に農業経営を再開する見込みのあるものをいう。
- (12) サポートチーム...この要綱において「サポートチーム」とは、「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、静岡県、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者及び農業経営士等の関係者で構成する体制をいう。

(交付要件)

第3条 交付対象者の要件は次に掲げるとおりとする。

- (1) 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有している認定新規就農者であること。
- (2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。
  - ア 農地の所有権又は利用権（農地法第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条に基づく認定を受けたもの及び特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を交付対象者が有しており、原則として交付対象者の所有と親族以外からの貸借が過半であること。

ただし、交付期間中に所有権移転又は利用権設定により親族から交付対象者名義にする場合は、親族からの貸借が過半であっても対象となる。
  - イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有している又は借りていること。
  - ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
  - エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者名義の通帳及び帳簿で管理すること。
  - オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
- (3) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事し始めてから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化など経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に

調達し、新たに農業経営を開始したものをいう。)と同等の経営リスクを負うと市長に認められること。

なお、一戸一法人(原則として世帯員のみで構成される法人。)以外の農業法人を継承する場合は、交付の対象外とする(なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、前号ア及びイの「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、前号ウ及びエの「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。)

(4) 青年等就農計画が次に掲げる基準に適合していること。

ア 農業経営を開始してから5年後までに農業(農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。)で生計が成り立つ計画であること。

イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。

(5) 人・農地プランに中心となる経営体として、位置づけられている又は位置づけられることが確実と見込まれていること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること(以下「人・農地プランに位置づけられた者等」という。)

(6) 原則として、生活費の確保を目的とした国等の他の事業による給付等を受けおらず、かつ、原則として国の実施要綱別記2に掲げる農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと。

(7) 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入している、又は加入することが確実と見込まれること。

(8) 平成26年4月以降に農業経営を開始した者であること。

(9) 農業経営を既に開始している者にあつては、前年の総所得(ただし交付金は除く。)が350万円未満であること。

(10) 原則として、農林水産省経営局が運営する青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)に加入すること。

(11) 浜松市暴力団排除条例に規定する暴力団等でないこと。

(12) 市税を完納していること。

2 夫婦で農業経営を開始した場合は、前項各号に定めるもののほか、次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

(2) 主要な経営資産を夫婦で共に共有していること。

(3) 夫婦共に人・農地プランに位置づけられた者等となること。

3 複数の新規就農者が農業法人を設立し共同経営する場合は、第1項各号に定めるもの

のほか、当該農業法人及び新規就農者それぞれが人・農地プランに位置づけられた者等となること。

ただし、経営開始後5年以上経過している農業者が法人を運営する場合は、交付対象外とする。

(交付金額及び交付期間)

第4条 資金の額は、経営開始年度は、交付期間1年間につき1人あたり150万円を交付し、経営開始2年目以降は、交付期間1年につき1人あたり350万円から前年の総所得(農業経営開始後の所得に限り、交付金を除く。以下同じ。)を減じた額に3/5を乗じて得た額(1円未満は切り捨て)とする。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円を交付する。また、交付期間は最長5年間(平成28年度以前に農業経営を開始した者にあつては、経営開始後5年度目分まで。)とする。

2 夫婦で農業経営を開始した場合は、交付期間1年につき夫婦合わせて、前項の額に1.5を乗じて得た額(1円未満は切り捨て)を交付する。

3 複数の新規就農者が農業法人を設立し共同経営する場合は、当該新規就農者に交付期間1年につきそれぞれ第1項の額を交付する。

(資金の承認申請及び変更承認申請)

第5条 資金の交付を受けようとする者は、農業次世代人材投資資金承認申請書(第1-1号様式)に次の各号の書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 農業次世代人材投資資金の給付要件チェックリスト(別添1)

(2) 青年等就農計画認定書又は青年等就農計画変更認定書の写し

(3) 青年等就農計画認定申請書類又は青年等就農計画変更申請書類の写し

(4) 通帳及び帳簿の写し(農産物等の売上げや経費の支出が分かるもの)

(5) 農地の貸借契約書又は登記簿謄本の写し

(6) 農業機械・施設の領収書又は貸借契約書の写し

(7) 身分証明書の写し(運転免許証、パスポート、外国人登録証明書など)

(8) 青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)登録完了メール本文の印刷紙

(9) 暴力団排除に関する誓約書(別添2)

(10) 市税納付・納入確認同意書(別添3)

(11) 離職票の原本(離職票の提示が可能な場合)

(12) 農業経営を既に開始している者にあつては、前年の総所得を証する書類

(13) 経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内であることを証明する書類(過去の経歴を証明する書類(就業証明書、卒業証明書、住民票(遠隔地に住んでいた場合)の写しなど)

- (14) 親族から貸借した農地が主である場合は、親族から貸借している全ての農地に関する確約書（別添４）及び位置図
  - (15) 夫婦で共同申請する場合は、家族経営協定書の写し
  - (16) 法人として共同申請する場合は、法人登記簿及び定款の写し
  - (17) その他、市長が必要と認める書類
- 2 市長は前項に定める申請があった場合には、その内容について審査する。審査の結果について、審査結果通知書（第２号様式）を申請した者に通知する。なお、審査にあたっては浜松市農業次世代人材投資資金審査会設置要領（平成 29 年 7 月 1 日制定）によるものとし、必要に応じて関係者で面接等を行うものとする。
  - 3 前項の通知により承認を受けた者が、青年等就農計画を変更した場合は、農業次世代人材投資資金変更承認申請書（第 1 - 2 号様式）を申請し、前項に定めるものにより市長から承認を受けなければならない。ただし、追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除く。

#### （資金の交付申請）

- 第 6 条 前条第 2 項の通知により承認を受けた者又は第 9 条第 3 項により通知を受けた者が資金の交付を受けようとするときは、農業次世代人材投資資金交付申請書（第 3 - 1 号様式）に審査結果通知書（第 2 号様式）を添えて、市長に申請しなければならない。
- なお、交付の申請は半年分又は 1 年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から 1 年以内に行うものとする。
- 2 前項のうち、市長から第 9 条第 3 項により通知を受けた者である場合、就農状況報告確認通知書（第 8 号様式）の写しを添付することで、審査結果通知書（第 2 号様式）を省略することができる。
  - 3 第 1 項のうち、平成 26 年度以前に前条第 2 項の通知により承認を受けた者が資金の交付を受けようとするときは、農業次世代人材投資資金交付申請書（第 3 - 2 号様式）を市長に申請すること。

#### （資金の交付決定及び確定）

- 第 7 条 前条第 1 項の申請を受けた市長は、申請の内容が適当であると認めた場合は、予算の範囲内で資金の交付を決定するとともに交付額を確定し、農業次世代人材投資資金交付決定兼確定通知書（第 4 - 1 号様式）を申請した者に通知する。
- 2 前項により交付対象者の居住市町村が他市町村にある場合は、当該市町村間で調整の上、居住する市町村から交付することができる。
  - 3 第 1 項のうち、平成 26 年度以前に第 5 条第 2 項の通知により承認を受けた者に対し、資金の交付を決定するとともに交付額を確定するときは、農業次世代人材投資資金交付

決定兼確定通知書（第4 - 2号様式）を申請した者に通知する。

（請求の手続き）

第8条 交付対象者は、前条第1項又は第3項による通知を受けた後、速やかに請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項によるものの提出を受けて、交付金を交付するものとする。

（就農状況報告等）

第9条 交付対象者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告（第6号様式）に次の各号の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1）作業日誌の写し（別添1）
- （2）決算書の写し（別添2）（7月報告のみ）
- （3）前年の総所得を証する書類の写し（7月報告のみ）
- （4）通帳及び帳簿の写し（農産物等の売上げや経費の計上をしている全てのもの）
- （5）農地及び主要な農業機械・施設の契約書等の写し（新たに契約等を締結している場合）
- （6）農地の写真（全ての農地について、農地の状態がわかるもの）
- （7）その他、市長が必要と認める書類

なお、交付期間終了後5年間、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業日誌の写し（別添1）及び前年の確定申告書の写しを市長に提出しなければならない。

2 就農状況報告を受けた市長は、サポートチームを中心に、都道府県普及指導センター等の関係機関と協力し、「農業次世代人材投資資金の交付対象者の考え方について」（平成31年4月1日付け30経営第3030号就農・女性課長通知）（以下、「交付対象者の考え方」という）を満たしているかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、サポートチームを中心に、関係機関や農業経営士等の関係者と連携して適切な指導を行う。

なお、確認は就農状況報告チェックシート（第7号様式）を使用し、つぎの各号により行う。ただし、第1号及び第2号においては、必要に応じて適宜行うものとする。

- （1）交付対象者への面談
  - ア 営農に対する取組状況
  - イ 栽培・経営管理状況
  - ウ 青年就農計画達成に向けた取組状況
  - エ 労働環境等に対する取組状況
- （2）圃場確認
  - ア 耕作すべき農地が遊休化されていないか

イ 農作物を適切に生産しているか

(3) 書類確認

ア 作業日誌

イ 帳簿

3 市長は、前項の報告を受けた場合には、その内容を審査し、審査の結果について、就農状況報告確認通知書（第8号様式）を報告した者に通知する。

4 交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名や居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

なお、交付期間終了後5年間の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農届（第10号様式）を提出する。

(サポート体制等)

第10条 市長は、平成29年度以降の交付対象者ごとに「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、それぞれの専属の担当者（サポートチーム）を選任し、交付対象者の各課題の相談先を明確にする。

2 サポートチームは、原則として10月と4月の年2回、当該交付対象者を訪問し、経営状況の把握及び諸課題の相談に対応し、サポートチーム活動記録（第11号様式）を取りまとめる。

3 市長は、交付対象者の交付期間2年目が終了した時点で、当該交付対象者の中間評価を実施する。

中間評価は次の各号により行う

(1) 評価会の設置

市長は、サポートチーム、都道府県普及指導センター等の関係機関や農業経営士等の関係者で構成する評価会を設置する。

(2) 評価方法

市長は、農業経営基盤強化促進基本構想の考え方、青年等就農計画の認定要件及び「交付対象者の考え方」等を参考に評価項目、評価基準を設定し、就農状況報告や決算書等の関係書類、現地確認の状況等も参考にしながら、原則として面接により実施し、(3)の評価区分のうち該当するものに決定する。

(3) 評価区分

評価区分は、原則としてA（良好）、B（やや不良）、C（不良）の3段階とする。

(4) 評価結果の取り扱い

市長は、評価結果を受け、A評価の交付対象者については、引き続き交付を継続

する。また、B評価の者については、サポートチームを中心とした重点指導の対象者として認定し、引き続き交付を継続しつつ、1年間重点指導を行った上で、再度、中間評価に準じて評価を行う。C評価の者については、資金の交付を中止する。

( 交付の中止等 )

第 11 条 交付対象者が交付金の受給を中止する場合は、市長に中止届(第 12 号様式)を提出しなければならない。

2 交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により農業経営を休止する場合は、市長に休止届(第 13 号様式)を提出しなければならない。

( 交付の停止 )

第 12 条 市長は、交付対象者が次の各号に掲げる事項に該当する場合は、資金の交付を停止し、交付金停止通知書(第 14 号様式)を当該対象者に通知する。

( 1 ) 第 3 条の要件を満たさなくなった場合。

( 2 ) 前条により農業経営を中止又は休止した場合。

( 3 ) 第 9 条第 1 項の報告を行わなかった場合。

( 4 ) 第 9 条第 3 項の審査等により、「交付対象者の考え方」を満たさず、適切な農業経営を行っていないと市長が判断した場合(例：青年等就農計画の達成に必要な経営資産を縮小した場合、耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適正に生産していない場合、農業生産等の従事日数が一定(年間 150 日かつ年間 1,200 時間)未満である場合、市長から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合など。 )。

( 5 ) 国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合。

( 6 ) 交付対象者の前年の総所得(農業経営開始後の所得に限り、交付金は除く。 )が 350 万円以上であった場合、交付期間における次回以降の交付金の交付を停止する(資金の停止期間中において、総所得 350 万円を下回った場合は、交付期間における次回以降の交付を再開することができる。 )。

2 前項により資金の停止を受けた者が、前項各号の改善等により再び資金の交付を開始する場合は、市長に受給再開届(第 15 号様式)を提出しなければならない。

3 交付対象者が妊娠・出産又は災害により営農を休止する場合は 1 度の妊娠・出産又は災害につき最長 1 年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長することができるものとし、前項の受給再開届と合わせて青年等就農計画の交付期間等の変更を申請しなければならない。ただし、第 3 条第 2 項に規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠・出産により営農を休止する場合を除く。



( 交付金の返還 )

第 13 条 市長は次の各号に掲げる要件に該当する場合は、返還請求書 ( 第 16 号様式 ) により資金の返還を請求する。請求を受けた者は、定められた期日までに資金を返還しなければならない。

ただし、第 1 号に該当する場合にあっては、病気や災害等のやむを得ない事情として市長が認めた場合はこの限りではない。

- ( 1 ) 前条第 1 項第 1 号から第 5 号に掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分 ( 当該要件に該当した月を含む。 ) の資金を月単位で返還する。
- ( 2 ) 虚偽の申請等を行った場合は、資金の全額を返還する。
- ( 3 ) 第 3 条第 1 項第 2 号アのただし書きによる者において、親族から貸借している農地の全てを交付期間中に所有権又は利用権移転しなかった場合は、資金の全額を返還する。
- ( 4 ) 交付期間 ( 休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。 ) と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合にあっては、交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間 ( 月単位 ) を交付期間 ( 月単位 ) で除した値を乗じた額を返還する。
- ( 5 ) 既に交付した資金の額が、第 4 条に定める交付金額を上回る額であることが判明した場合、その差額を返還する。

2 交付対象者は、前項のただし書きによるもの場合は、市長に返還免除申請書 ( 第 17 号様式 ) を提出しなければならない。

( 経営発展支援事業 )

第 14 条 市長は、第 10 条第 3 項の中間評価で A 評価相当とされた者のうち、経営発展支援金 ( 以下「支援金」という。 ) の交付を希望する者に対し、支援金を交付する。

2 交付の手続き

- ( 1 ) 支援金の交付を希望する者には、経営発展支援金交付申請書 ( 第 18 号様式 ) に次の各号の書類を添付して、市長に申請しなければならない。
  - ア 見積書 ( 申請時 )
  - イ 納品書 ( 実績報告時 )
  - ウ 領収書 ( 実績報告時 )
- ( 2 ) 市長は前項に定める申請があった場合には、その内容について審査し、さらなる経営発展につながる取り組みであると認められる場合は、承認し、審査結果を交付対象者に通知するとともに、支援金を交付する。
- ( 3 ) 交付対象者は、承認された内容を実施し、事業完了後 1 か月以内又は該当事業

年度の3月末日までに経営発展支援金実績報告書（第18号様式）を提出する。

（4）市長は、前号の報告を受けた場合には、その内容を審査し、適当であると認められる場合

は承認し、支援金の精算を行う。

### 3 交付額

同条第2項第2号で承認された取組の実現に必要な額のうち他の助成措置等による助成額を除いた額とし、交付対象者が交付3年目に経営開始型の資金の交付を受けた場合の交付額の2倍又は150万円のいずれか低い額以内とする。

### 4 支援対象期間

（1）支援対象期間は最長1年間とする

（2）支援の対象となる取組が年度を跨ぐことも可能とする。この場合、交付対象者は年度内に一度、同条第2項第3号の実績報告、市長は同条第2項第4号の精算を行うものとし、交付対象者は翌年度に再度、同条第2項第1号の交付申請を行うものとする。

### 5 その他

融資機関から行われる融資を活用し、農業用機械等の導入等の事業を行う場合について、当該事業に係る経費から融資額を除いた自己負担部分に充当することも可能とする。

（公表）

第15条 市長は、偽りその他の不正行為により、本来受給することのできない資金を不正に受給したことが明らかとなった場合、不正行為を行った者の氏名及びその内容を公表することができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。